

第3回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和8年8月3日（月曜日）午後3時00分～
- 2 場 所 岡山市北区桑田町1-36
岡山地方合同庁舎 3階会議室
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
長谷川 珠 子 |
| 労働者代表委員 | 櫻 井 正 巳
高 山 伸 男
村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長 | 佐 藤 明 士 |
| 賃 金 室 長 | 宮 本 洋 子 |
| 賃 金 指 導 官 | 森 井 顕 二 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |
| 監 察 監 督 官 | 金 武 邦 洋 |

4 議 事

- 森井指導官 ただ今より、第3回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。
参加者の皆様におかれましては、スマートフォン等音の出る機器につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定いただきますようよろしくお願いいたします。
- 定足数について報告申し上げます。本日は、公益委員の西田委員、使用者代表の鶴海委員が欠席されておられますが、他の委員7名がご出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数の3分の2以上又は公労使各委員の3分の1以上の要件を満たしていることをご報告いたします。
- 本日御審議いただきます議題について説明申し上げます。
- (1) 岡山県最低賃金額審議
 でございます。
 それでは、部会長よろしくお願いいたします。
- 片山部会長 皆様、本日も御苦勞様です。
 それでは、第3回岡山県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。
- 議題に入る前に、本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開と
しています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合が
あれば、その部分は委員の皆様の忌憚のないご意見をいただく必
要があると考えますので非公開といたします。
- 本日までの他局の金額改定状況につきまして、情報があれば事
務局より情報提供をお願いします。
- 宮本室長 現在のところ、結審した局はございません。
- 片山部会長 それでは、前回に引き続いて金額審議に入りたいと思います。
まず、前回の労使それぞれの提示額を確認しておきますと、労
働者側が68円、使用者側が39円となっております。
- 前回の金額提示を経て、その後の労使のご意見を伺いたいと思
いますが、打合せは必要でしょうか。
- 労働者側委員 お願いします。
- 片山部会長 何分くらい必要でしょうか。
- 労働者側委員 10分くらいお願いします。

片山部会長 使側の委員の皆さんもよろしいでしょうか。

使用者側委員 はい。

片山部会長 それでは、労使打合せをお願いします。打合せ終了後、再開を3時15分にさせていただきたいと思います。

労使委員の皆さんは、控室の方に移動をお願いします。傍聴の方も一旦退室をお願いします。

宮本室長 事務局で控室にご案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長 それでは再開します。これより公労使の全体会議を始めます。先ほど、労使それぞれから金額提示がありました。まず結論を確認させていただきます。

労側からの金額提示ですが、前回68円の提示からマイナス4円の64円の提示がありました。一方で使側からは前回39円の提示からプラス5円の44円の提示がありました。

それぞれの理由について、簡単に説明させていただきます。

労側の意見ですが、前回同様、最低賃金近傍の労働者を救う必要があること、地域間格差の是正を図ること、早期発効、法定発効を強く求めること、この3点は従来から変わらない。本来であれば連合リビングウェイジで示される1,160円を目指したいという目標はあるが、歩み寄りの観点から今回数字を提示するということでした。その根拠としては、賃金上昇率で議論してきたが、格差是正の観点からは、率ではなく金額の指標に注目したいということでした。

そうしたことから、前回の資料、資料№10、春季賃上げ妥状況2026年、全国の妥結状況、この中で連合集計の中小企業100人未満の11,124円、これを法定労働時間の173時間で割ると64円になる、この金額を提示したいということでした。

一方、使用者側からは、影響率の高さを考えなければならないという意見がありました。目安56円を前提にしても29.7%と、とても高い数字で、企業経営に大きな影響があること。2点目としては倒産件数の上昇、昨年よりも増加しており、これは岡山の中小企業の厳しい経営環境が反映されていること。3点目としては、社保や残業代等の人件費の増加があげられるなかで、今年10月からは、いわゆる収入の壁の106万円の撤廃が想定されており、さらに短時間労働者の社保加入増が見込まれ、人件費の大幅な負

担が見込まれること。4点目としては、最低賃金を引き上げた場合には、業務改善助成金の交付を受けられるケースがあるが、その申請件数は大幅に増加しており、中小事業者は生き残りをかけて、懸命に経営努力をしていることが認められること。

こうした観点から、現状の経営環境は厳しく最低賃金の上昇は大変な状況が見込まれるが、労側も一定の歩み寄りをみせたことから、使側としては結論として、資料としては春季賃上げ妥結状況 2026 全国版、経団連の中小 500 人未満の賃上げ率 4.2%を現行の最低賃金に乗じて、結論として 44 円を提示するというものでした。

労使双方から金額提示をいただきましたが、労側 64 円、使側 44 円、まだ労使のご意見に隔たりがあるように思います。今後の進め方について、何かご意見はございますでしょうか。

労働者側の委員の方、いかがですか。

労働者側委員 次回に持ち越したいと思います。

使用者側委員 今日のところは、使側としても真剣に議論して出した数字ですので、これ以上のものは今出せる状況にはありません。一度持ち帰って、検討させていただきたいと思います。

片山部会長 それでは、本日はこれ以上の進展が得られそうにありませんので、これをもちまして金額審議を終わります。各側委員におかれましては、より一層の歩み寄りに向けてご検討いただき、次回、第 4 回専門部会に臨んでいただきたいと思います。
事務局から何かございますでしょうか。

宮本室長 特にありません。

片山部会長 その他、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(特になし)

片山部会長 それでは、本日はこれをもちまして第 3 回岡山県最低賃金専門部会を終わります。

次回は 8 月 5 日水曜日、13 時から今日と同じ会場で開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日はお疲れ様でした。